



令和元年7月4日

指名停止措置を行いました

～独占禁止法違反行為～

北海道開発局では、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づき、別紙のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置事業者名	住 所
ニチレキ株式会社	東京都千代田区九段北4-3-29
日進化成株式会社	東京都新宿区神楽坂1-15
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7

2 指名停止措置期間： 令和元年7月4日～令和元年8月3日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 事実の概要

公正取引委員会は、舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反する行為（舗装用改質アスファルトの需用者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意。建設資材の価格カルテル。）を行っていたとして令和元年6月20日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5 指名停止理由

当局の有資格者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）別表第2第5号に該当するため。

なお、上記3社は課徴金減免制度の適用事業者であることが公表されているため、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領の運用について（昭和60年4月1日付け北開局工第2号）別表第2関係2（4）の規定に基づき、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

○指名停止等措置要領別表第2第5号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

○指名停止等措置要領第3条

3 局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

○指名停止等措置要領運用別表第2関係2

(4) 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。